改正点を網羅的に理解したい人のための

第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei

中国商標法22条および38条と商品名称の補正

第15回の本稿の前半部分では、「商品区分および商品名称の記載」 に関する22条および「官庁による誤りの訂正」に関する38条の各 規定について取り上げる。また、後半部分では、商品の補正に関 連する中国商標局の考え方を示した事例を紹介する。



1. はじめに

商品(以下、特に記載がある場合を 除き、商品と記載した場合には役務も 含む) の記載について、中国商標局は 審査が厳しいという声を耳にすること が多い。そこで本稿では、実務上重要 性が高い商品の記載について、その補 正に関する事項にスポットを当てて紹 介する。

なお、日本と同様に中国ではニース 国際分類が採用されており、基本的な 分類の枠組みは変わらないが、具体的 な商品の区分や認められる商品記載な どは、両国で相違点が少なくない。

中国では区分表の記載に拘泥して、 新しい商品記載が認められにくい状況 にあったものの、2016年7月、8月、 9月の3回にわたって新たに認める商 品を中国商標局が公表している。これ により以前から認められている商品に 加え、主に過去の審査において認めら れた実績のある合計約2000件の商品 を指定できるようになった。中国語の みによる情報の提供になるが、詳細は 以下のウェブサイトで確認できる。

第1回 http://sbj.saic.gov.cn/ sbyw/201607/t20160713 169795.html

第2回 http://sbj.saic.gov.cn/ sbyw/201608/t20160823 170575.html

第3回 http://sbj.saic.gov.cn/ sbyw/201609/t20160919_171223.html

2. 中国商標法22条

「商標出願人は、規定の商品区分表 に基づき商標を使用する商品の区分お よび商品名を記載し、出願しなければ ならない。

商標出願人は1つの出願で複数区分 の商品について同一の商標を出願する ことができる。

商標出願関係書類は、書面または電 子データにより提出することができる|

● 22条 1 項

本項は、改正前は19条に規定され ていた内容である。中国は、前述のと おりニース協定に加盟しており、ニー ス国際分類を採用している。商品名に 関しては、基準になるものとして区分 表(類似商品および役務区分表)があ る。現在の区分表は11版であり、こ

れは日本の「類似商品役務審査基準| に相当する。4.において商品記載に ついての事例を取り上げ、中国商標局 の考え方の基本を紹介する。

商標法実施条例15条は、22条1項 に関して以下のように規定している。 すなわち、「商品または役務名称は商 品および役務区分表における分類号 (筆者注:日本でいうところの類似群 コード)、名称に従って記載しなけれ ばならない。商品または役務の名称が 商品または役務区分表に列挙されてい ない場合、商品または役務の説明を添 付しなければならない|

規定によれば、商品および役務区分 表に記載のない商品に関しては、商品 の説明が必要である。ただし、商品の 説明を添付しても、直ちにその商品が 指定商品として認められるわけではな く、区分表中のどのサブクラスに位置 するかを明確にしなければならない。

なお、日本の場合と異なり、商品の 区分や商品記載における不備について は、中国ではあくまで方式的な事項の 一つとして扱われている。審査官は商



品の区分や商品記載について問題があ ると判断した場合には、補正を求める 通知を出し、30日以内に応答するよ うに出願人に求める(商標法実施条例 18条)。

● 22条2項

改正前は20条に規定があり、区分 ごとの出願が求められていたが、現行 法では多区分出願が認められるように なった。

● 22条3項

改正により新設された規定である。 従前、中国では、代理事務所ごとに1 日あたりの電子出願件数の制限なども あったが、現在は、制限が撤廃され、 電子出願が拡充している。

しかしながら、前記区分表に掲載さ れている商品以外を指定する場合は、 電子出願を行うことができないため、 書面により出願しなければならない。

2016年7月に中国商標局が公表した商品の例

	商品名	商品名和訳	類似群
1	除冰用液体盐	氷除去用液体塩	0102
2	天然染料	天然染料	0201
3	沐浴乳	ボディソープ	0301
4	液体燃料	液体燃料	0402
5	复合维生素制剂	マルチビタミン剤	0501
6	金属排水槽	金属製排水溝	0603
7	电锯	チェーンソー	0703
8	玻璃刀	ガラス切り	0809
9	LED显示器	LED表示器	0901
10	手术刀	手術用メス	1001
11	气体净化设备	ガス浄化装置	1106
12	电动汽车	電気自動車	1202
13	猎枪子弹	ショットガンの弾	1301
14	钟表	時計	1404
15	低音电吉他	エレキベースギター	1501
16	文具盒	筆箱	1611
17	电绝缘材料	電気絶縁材料	1706
18	皮箱	革のケース	1802
19	半加工木材	半加工木材	1901
20	椅垫	シートクッション	2013
21	手动牙刷	手動歯ブラシ	2108
22	马毛(非纺织、非制刷用)	馬毛(非織物、非ブラシ製造用)	2205
23	手织纱	手織り糸	2301
24	亚麻织物	亜麻織物	2401
25	凉拖	サンダル	2507
26	饰带	レース	2601
27	纺织品制浴室防滑脚垫	織物製浴室防滑マット	2703
28	保龄球	ボウリング	2804
29	牛肉干	ビーフジャーキー	2901
30	绿茶	緑茶	3002
31	狗	犬	3104
32	橙汁饮料	オレンジジュース	3202
34	过滤嘴香烟	フィルター付きたばこ	3401
35	商业规划	商業計画	3502
www.allco			

[※]第11版のニース分類で採択され区分表に追加にされた商品とウェブサイトで公表された商品は 別のものである。

3. 中国商標法38条

「商標出願人または商標権者が、商 標の出願書類または登録書類に明らか な誤りを発見したときは、訂正を請求 することができる。商標局は、法律に 基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、 あわせて当事者に通知する」

改正前は36条に規定されていた内 容で、特に内容的な変更はない。

中国商標局に訂正を求める必要が生 じる場合とは、区分や商品の記載に限 らない。38条は商標局に訂正の請求 を求める包括的な規定である。

訂正の請求を行う例としては、登録 証あるいは登録証明書中の区分や商品 の記載に誤りがあった場合などがあ る。このような書類の訂正に関して、 特に官庁手数料は発生しない。誤記・ 誤植があった場合、気づいたら早めに 商標局へ連絡することが重要である。

なお、商標法実施条例29条による と、公告後に訂正があった場合は、商 標局が別途訂正の公告を行う(実務上 は軽微な訂正は対象外であり、全てが 公告の対象になるわけではない)。

4. 「アストン・マーティン・ラゴ ンダ商品名称補正」事件

● 出願

2014年 7 月23日 に、Aston Martin Lagonda社(以下、出願人)が第40類 の「ヨットの受注による製造」等を指 定役務として「ASTON MARTINおよ

び図」の商標について、出願を行った (出願第14863694号)。

● 商標出願補正通知書

商標局は出願を審査し、一部の指定 役務が基準に合致していないと認定 し、2014年12月6日に出願人に対して 出願の補正を求める通知を発行した。 その主な内容は次のとおりである。

「ヨットの受注による製造 | は基準 に合致せず、標準的な記載で出願しな ければならない。

● 通知書に対する対応および商標局 の判断

2014年12月25日に、出願人は商標 局に対し、問題となった記載を「ヨッ トの受注による製造の代行 とする補 正を行った。

これに対し、商標局は指定役務の記 載は明確になったが、役務は出願した 第40類ではなく第37類に属するため、 補正前の状況と変わらないと判断し、 商標法実施条例18条に基づき、商標 出願不受理の決定を下した。

● 復議請求[※]

出願人は、商標局の出願不受理決定 は行政法における行政の合理性および 比例原則 (著者注:達成されるべき目

※復議:行政機関の決定により権 益を侵害されたと認められる場 合に、公民、法人またはその他 の組織が法定の行政機関に対し て再審理を求める手続き。

的とそのために取られる手段としての 権利・利益の制約に均衡を要求する原 則)に反し、不受理によって出願日を失 う可能性があり、不受理ではなく再補 正を認めるべきであって、また商標局 の補正通知の要求は不明確であり、補 正に不適切な箇所はないと主張した。

さらに、商標局は指定商品または役 務が基準に合致しているか否か、どの ように補正すれば基準を満たすかとい うことに対して具体的な意見を示すべ きであると述べた。そして商標局は、 基準に合致していない指定商品または 役務に対して、出願人が商品または役 務を放棄すると見なすことができる が、全ての指定商品または役務を不受 理とするのは妥当ではないと主張し、 評審委員会(審判部)に商標局の出願 不受理決定の取り消しを求めた。

● 主たる争点

① どのように商品を指定すべきか。

商品の指定は、商標登録の初期のス テップであり、商標局の方式審査にお いて解決すべき重要な問題である。

区分表における商品は、商標主管機 関が、長年の実績を踏まえ、各部門の意 見を広く求めたうえで、商標検索・審 査・管理の目的で作成したものである。

区分表は商標出願人、代理人および 商標審査官の重要な指針となる。区分 表における商品は、標準的な商品と考 えられ、区分表における標準的な商品 が存在する場合には、これらの表示を 用いて出願するのが通常である。

しかし、区分表に存在する商品の数 は有限であり、本審査の時点において 合計1万程度しかない。科学技術の発 展に伴い、市場には新しい製品が相次 いで登場してきている。それに応じ て、区分表は修正・更新がなされてい るものの、全ての商品を含めることは できない。

区分表に存在しない商品について は、審査官はその記載のみから商品の 機能用途や分類などを確認するのが困 難である。また、出願人に対して具体 的な補正案を提供することを要しな い。したがって、そのような商品につ いて出願する場合、次の点に注意しな ければならない。

留意点1 審査官が商品を相応の区分 に分類できるように十分に区分表を理 解し、商品を区分表に沿った形で適切 に説明する。

過去の例においても、区分表に存在 しない「換膚儀」(筆者注:皮膚再生 器機)という商品名を記載して出願さ れた際、審査官は商品記載から、それ が病院で用いられる医療機器(第10 類)に該当するのか、家庭用の化粧道 具(第3類)に該当するのか明確に判 断することができなかった。

留意点2 商品の説明を正しい理解の 下に行う。

商品記載に関して冗長な文章で説明 しているケースが見られるが、長く書



けばいいというものではない。

商標法実施条例15条は、商品の記 載が区分表に示されていない場合、商 品の説明を添付しなければならないと 規定しているが、この商品説明は審査 官に商品の用途等をよく理解させるた めのものであり、商品の記載は商標登 録証に掲載され、商標権として保護さ れるものである。そのため、商品の記 載によって明確に区分表に分類できな い場合、商品説明が添付されてもその ような商品記載は受け入れられない。 留意点3 広く知られたと思われる新 しい製品名称が、必ずしも商品記載と して受け入れられるわけではない。

一見すると認められそうな新しい製 品名称も、指定商品としては曖昧で、 受け入れられない場合がある。

② 補正の機会は何度与えられるのか。 商品の記載に問題があり、補正の必 要がある場合、1回のみ許可される。

商標法実施条例18条の規定によれ ば、出願の手続きにおいて規定に合致 した書類がそろっているが補正が必要 な場合、商標局は出願人に補正通知書 を発送し補正するように求める。

出願人は通知を受領後30日以内に その指示に従って補正し、商標局に提 出する。指定期間が満了になっても応 答がない場合、あるいは要求に応じて 補正されない場合、商標局は出願人に 対して出願を受理できない旨を書面で 通知する。

また、商標局は、要求を満たさない 応答に対して追加の補正通知書を発す る義務を有しない。

本事件においては、出願人が補正し た「ヨットの受注による製造の代行| は、第40類の役務の範囲ではなく、 第37類に属するものであって、補正 の要求を満たさない。商標局が商標法 実施条例18条の規定に基づき、出願 を不受理とした決定には合理的な理由 があると認められるため、当審判部は 商標局の決定を維持する。

5. 考察

中国では、従来、商品の記載に関し ては複数回の補正が可能であった。し かし、前記事例から分かるように、現 在、商品の補正回数は厳しく制限され ており、基本的には1回の補正機会し かなく、かつ、補正が適切でなければ、 出願が不受理となる事態を招くことに なる。

以上のことから商品の記載を補正す る場合、

- 1) ニース国際分類に掲載されている ような一般的な商品の記載を採用 する
- 2) 指摘を受けた記載を削除する 以外の手段は基本的にとりにくいと いうことが分かる。

また、商標局は商品の説明を受理す るものの、商品が区分表のどこに位置 するのかが明確に示されない限り、そ の商品の記載は認められない。「十分 に商品の説明をしたから当然に商標局 に補正後の商品の記載が認められる」 との考えには問題がある。

6. おわりに

本稿では、22条と38条を紹介し、商 品の記載やその補正に関する中国での 考え方について解説した。次回は、審 査や審判に関する事項について取り上 げる予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士 早稲田大学非常勤講師。平成28年度日本弁理士会商標委員会委員。 中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。 2015年国際商標協会発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就 任、国際的に活躍している。 【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

韓 登営 (Kan Touei) チャイナ (華夏) 正合知識産権代理事務所所長/中国弁理士/工学博士 長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審 決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転 勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。 【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室

IEL(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com